



水戸労働基準監督署発表
平成24年12月3日

水戸労働基準監督署 次長 谷 渉 安全衛生課長 立原 昇 (電話) 029-226-2237

運送業の労働災害防止に向けて「共同宣言」を調印 ～茨城県トラック協会水郡線支部と荷主等事業者8団体が共同宣言～

水戸労働基準監督署(署長 関真人)管内のうち常陸太田市・常陸大宮市・那珂市・大子町をエリアとする(社)茨城県トラック協会水郡線支部(会長 平塚肇)は、平成24年11月29日、荷主等事業者団体である

(一社)太田労働基準協会、
(社)茨城県建設業協会太田支部、
(社)茨城県建設業協会常陸大宮支部、
(社)茨城県建設業協会大子支部、
常陸太田市商工会、
常陸大宮市商工会、
那珂市商工会、
大子町商工会、

の8団体と荷主等事業者の構内における貨物自動車乗務員の安全確保について、水戸労働基準監督署の立ち会いのもと、道路貨物運送事業者と荷主等事業者が協力して取り組むことを共同宣言しました。

今後、(社)茨城県トラック協会水郡線支部をはじめ各団体は、今回の「共同宣言」を会員へ周知し、運送事業者と荷主等事業者が協力して荷役作業の労働災害防止に取り組むこととしています。

また、水戸労働基準監督署は、今回の「共同宣言」を広報し、荷主等事業者へ災害防止の協力をお願いするとともに、(社)茨城県トラック協会水戸支部、常陸那珂支部においても、同様の「共同宣言」がなされるよう働きかけを進めていくこととしています。

1 道路貨物運送事業における労働災害発生状況及び「共同宣言」の趣旨

労働災害は、全国的にも、当水戸署管内も含めて県内でも、長期的には減少傾向をたどっていますが、道路貨物運送業においては労働災害の減少が見られず、相対的に全産業の労働災害全体に占める比率が増加傾向にあり、道路貨物運送業の労働災害の減少が行政課題の一つとなっています。

道路貨物運送業の労働災害発生状況については、事故の型として、第1位を「墜落・転落災害」(31%)、第2位を「転倒」(15%)、「交通事故(道路)」(10%)とその3つの事故の型で56%、6割近くを占めています。特に、第1位の31%を占める「墜落・転落災害」の撲滅が労働災害減少のために必要です。

また、トラック運送等における「墜落・転落災害」の多くが、倉庫、荷扱ターミナル、建設現場等荷主先での荷役作業時に発生しており、荷主先構内での荷積み・荷降ろし中の労働災害防止に当たっては、構内を管理する荷主の協力が不可欠となっています。(※別紙2の道路貨物運送事業における労働災害発生状況を参照。)

以上のような災害発生状況を踏まえ、当行政としても、荷主等事業者団体に道路貨物運送業の労働災害防止への協力要請を行っていますが、道路貨物運送事業者と荷主等事業者が協力して道路貨物運送業に従事する乗務員の安全確保に協力して取り組むことを”目に見える”ものとして進めるために、今回の共同宣言を行うこととしました。

2 「共同宣言」の内容

別紙1の「共同宣言」(写)のとおり。

3 その他

この「共同宣言」については、茨城県内では、筑西労働基準監督署、龍ヶ崎労働基準監督署、日立労働基準監督署のそれぞれの管内の(社)茨城県トラック協会各支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部各分会においても、荷主等事業者団体である各地区労働基準協会と宣言が平成23年よりなされていますが、荷主等事業者団体に(社)茨城県建設業協会各支部と各地区商工会が参加したのは今回の共同宣言が初めてとなります。



写真は、共同宣言の調印を終え、握手を交わす平塚支部長（茨城県トラック協会 水郡線支部）と佐藤会長（太田労働基準協会）（左から）。

共同宣言

陸上貨物運送事業における労働災害は、墜落・転落災害が死傷災害の3割、交通事故が同1割と、荷役作業に伴う災害が多数を占めている。また、荷役作業における災害の多くは、荷主、配送先、元請事業者（以下「荷主等」という。）の事業場構内において発生している。このような墜落・転落災害を減少させるためには、安全な作業方法の徹底や墜落防止設備の設置など、陸上貨物運送事業者が自ら災害防止対策を講じるとともに、併せて、荷主等の協力も必要不可欠であり、これら関係者が一体となって、より安全な職場環境の整備に努めていくことが、特に重要である。

よって、ここに、常陸太田地区・常陸大宮地区・大子地区・那珂地区の関係団体は、本地区における陸上貨物運送事業の労働災害撲滅を目的に、下記のとおり宣言する。

記

陸上貨物運送事業者と荷主等事業者及び協力団体は、荷主等の構内における貨物自動車乗務員の安全確保について、以下の対策に協力して取り組みます。

- 1 陸上貨物運送事業者と荷主等事業者は、協議の場を設置し、互いに荷役作業に関する連絡調整が十分に行える体制の整備に努めます。
- 2 荷主等事業者は、荷主等の構内における陸上貨物運送事業者による荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業の内容、役割分担などについて、事前に陸上貨物運送事業者に「安全作業連絡書」により通知に努めます。
- 3 陸上貨物運送事業者と荷主等事業者は、必要な資格の保持を確認し、作業指揮者教育の実施に努めます。
- 4 荷主等事業者は、陸上貨物運送事業者に貨物自動車の荷台等で荷役作業を行わせる場合には、安全な作業ができるよう、安全通路の確保、立入禁止箇所の標識の設置など荷役作業施設の安全化を図るとともに、陸上貨物運送事業者と連携して、荷台の周囲に墜落防止柵、作業床などの墜落・転落防止のための設備の設置について、配慮します。
- 5 陸上貨物運送事業者と荷主等事業者とが共同して荷役作業を行う場合には、荷役作業の役割分担を取り決めるとともに、作業間の連絡調整を行い、安全な作業の確保に努めます。
- 6 荷主等事業者は、陸上貨物運送事業者にフォークリフトを使用させる場合は、陸上貨物運送事業者に特定自主検査を実施済のフォークリフトを貸与するとともに、フォークリフト運転技能講習修了証等の携帯を確認します。

平成24年11月29日

(荷主等事業者及び協力団体)

一般社団法人 太田労働基準協会

会長 佐藤 正

社団法人 茨城県建設業協会 太田支部

支部長 瀬谷 實

社団法人 茨城県建設業協会 常陸大宮支部

支部長 増子 良雄

社団法人 茨城県建設業協会 大子支部

支部長 大藤 博文

常陸太田市商工会

会長 伊村 智安

常陸大宮市商工会

会長 長岡 始

大子町商工会

会長 川井 憲

那珂市商工会

会長 浅川 清司

(陸上貨物運送事業者団体)

社団法人 茨城県トラック協会 水郡線支部

支部長 平塚 肇

陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部太田分会

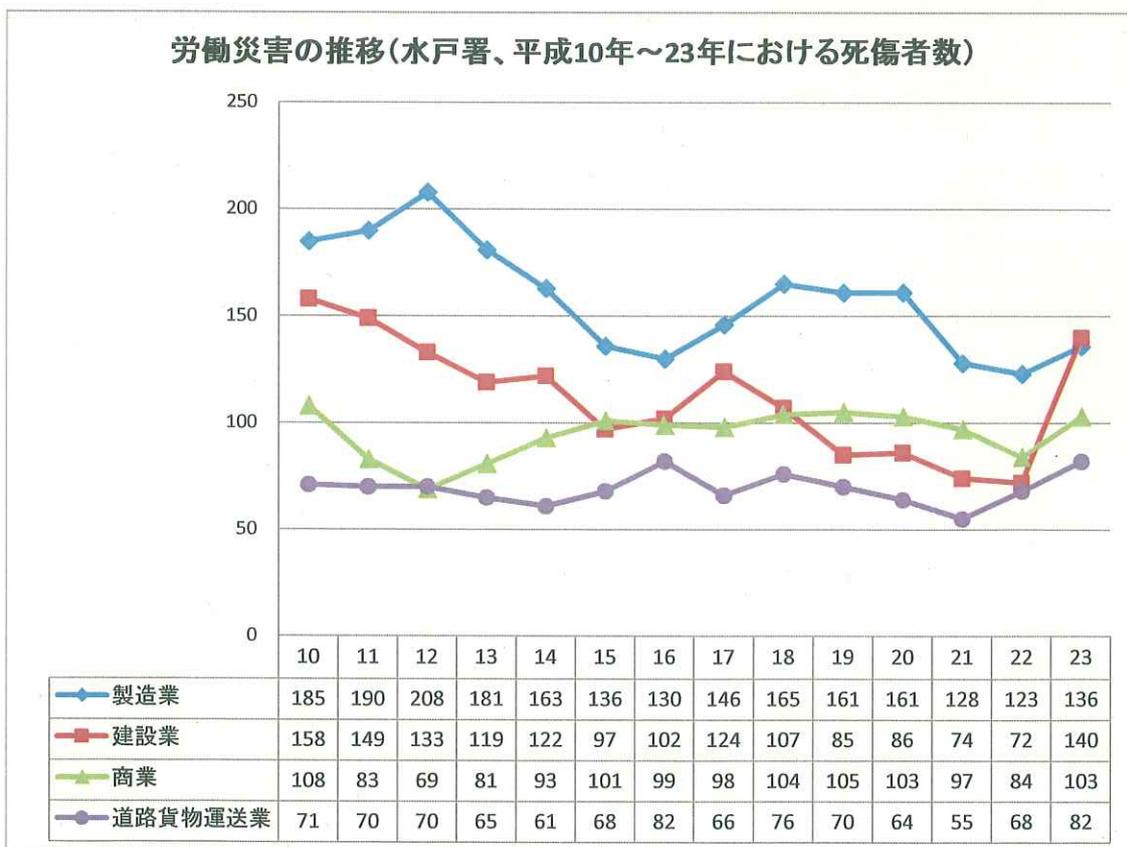
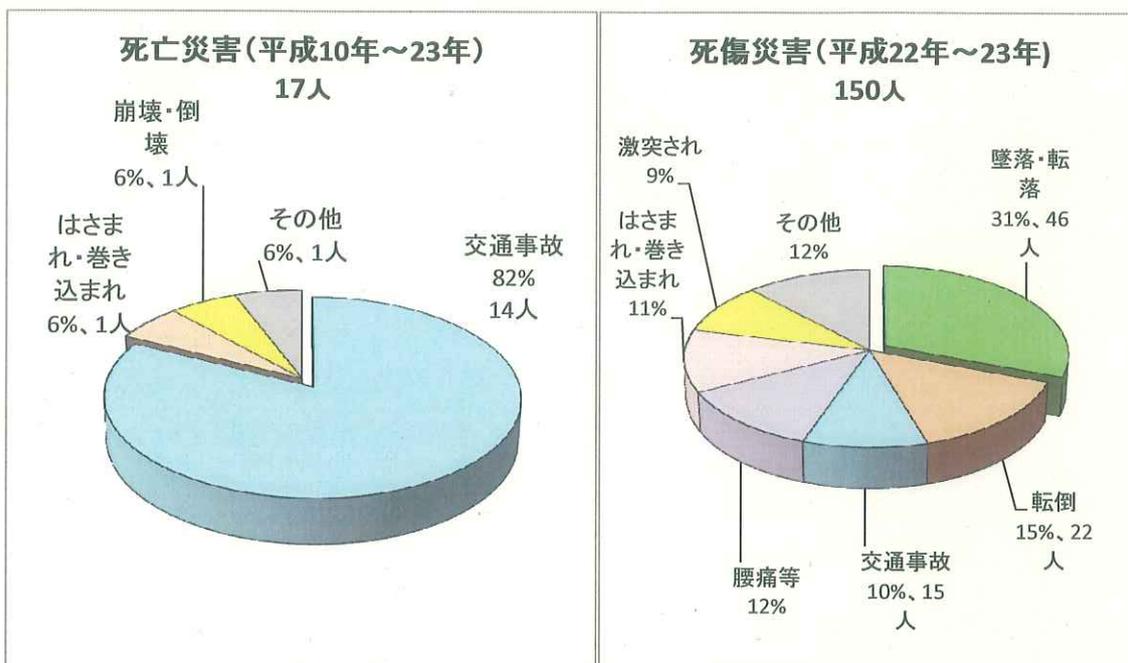
分会長 平塚 肇

(立会人)

水戸労働基準監督署

署長 関 真人

水戸署における道路貨物運送事業における労働災害発生状況



注: 死傷災害は、死亡災害を含む休業4日以上災害。